

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 4 0 号

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び茅ヶ崎市会計年度任用
職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 2 8 年茅ヶ崎市規則第 6
5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 1 条」を「第 4 2 条」に、「（第 4 2 条・第 4 3 条）」を「（第 4 3
条・第 4 4 条）」に改める。

第 3 1 条の 2 第 2 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」
を削る。

第 3 1 条の 3 第 2 項中「1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで
連続した 2 時間（育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による）」を「育児休業法第 1 9 条
第 2 項第 1 号の範囲内で請求する」に、「第 3 6 条の規定による子育て部分休暇」を
「条例第 1 7 条の 3 第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下こ
の項及び次条において「第 1 号子育て部分休暇」という。）」に、「、当該」を「、
1 日につき」に、「又は子育て部分休暇」を「又は第 1 号子育て部分休暇」に、「時
間）」を「時間」に改める。

第 3 2 条第 1 項中「子育て部分休暇」を「第 1 号子育て部分休暇」に改め、同条第
2 項中「子育て部分休暇は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻ま
で連続した 2 時間（育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による）」を「第 1 号子育て部分
休暇は、育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」に改め、「部
分休業の承認」の次に「、第 3 0 条第 1 項第 1 1 号の特別休暇の承認」を加え、「、
当該」を「、1 日につき」に、「又は子育て部分休暇」を「、特別休暇又は介護時間
」に、「時間）」を「時間」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 条例第 1 7 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下
この項において「第 2 号子育て部分休暇」という。）の単位は、1 時間とする。た
だし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2
号子育て部分休暇を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって

、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
(2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

第39条に次の1項を加える。

3 条例第17条の3第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（同条第3項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

第43条を第44条とし、第42条を第43条とする。

第6章中第41条を第42条とし、第40条の次に次の1条を加える。

（3歳に満たない子を養育する職員に対する措置に係る期間）

第41条 条例第20条第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までとする。

（茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年茅ヶ崎市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条」を「第23条」に改める。

第7条第2項中「次に掲げる勤務」を「茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第7条第1項に規定する勤務」に改め、同項各号を削り、同条第4項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。